瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第9号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例(昭和36年瀬戸市条例第1号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後

(基礎賦課総額)

第7条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (|第7条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者 第16条、第16条の3及び第16条の4の規 定により基礎賦課額を減額するものとした場合 にあっては、その減額することとなる額を含む 。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 げる額の見込額を控除した額を基準として算定 した額とする。ただし、第21条第1項の規定 による保険料の減免を行う場合においては、第 1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額 の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見 込額を合算した額を基準として算定した額とす ることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給 付に係る一部負担金に相当する額を控除し た額並びに入院時食事療養費、入院時生活

改正前

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者 等(以下「退職被保険者等」という。)以外の 被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課 額(第16条、第16条の3及び第16条の4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした 場合にあっては、その減額することとなる額を 含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という 。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準として 算定した額とする。ただし、第21条第1項の 規定による保険料の減免を行う場合においては 、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ る額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額 の見込額を合算した額を基準として算定した額 とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者 に係るものに限る。) の額から当該給付に 係る一部負担金に相当する額を控除した額

療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問 看護療養費、特別療養費、移送費、高額療 養費及び高額介護合算療養費の支給に要す る費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7 条の規定により読み替えられた法第75条 の7第1項の国民健康保険事業費納付金を いう。以下この条において同じ。)の納付 に要する費用(県の国民健康保険に関する 特別会計において負担する高齢者医療確保 法の規定による後期高齢者支援金等(以下 「後期高齢者支援金等」という。)、高齢 者医療確保法の規定による病床転換支援金 等(以下「病床転換支援金等」という。) 及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金 」という。)の納付に要する費用に充てる 部分を除く。)の額

ウからオまで <省略>

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を 除く。)の額(国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用(県の国民健康保険に 関する特別会計において負担する後期高齢 者支援金等及び病床転換支援金等並びに介 護納付金の納付に要する費用に充てる部分 に限る。)を除く。) 並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則<u>第2</u> 2条の規定により読み替えられた法第75 条の7第1項の国民健康保険事業費納付金 をいう。以下この条において同じ。)の納 付に要する費用(<u>県が行う国民健康保険の</u> 一般被保険者に係るものに限り、<u></u>県の国民 健康保険に関する特別会計において負担す る高齢者医療確保法の規定による後期高齢 者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」 という。)、高齢者医療確保法の規定による 高病床転換支援金等(以下「病床転換支援 金等」という。)及び介護保険法(平成9 年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要 する費用に充てる部分を除く。)の額

ウからオまで <省略>

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を 除く。)の額(退職被保険者等に係る療養 の給付に要する費用の額から当該給付に係 る一部負担金に相当する額を控除した額並 びに入院時食事療養費、入院時生活療養費 、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療 養費、特別療養費、移送費、高額療養費及 び高額介護合算療養費の支給に要する費用 の額並びに県が行う国民健康保険の一般被 保険者に係る国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用(県の国民健康保険に関 する特別会計において負担する後期高齢者

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <省略>
 - イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
 - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保 険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を 除く。)のための収入(法第72条の3第 1項、第72条の3の2第1項及び第72 条の3の3第1項の規定による繰入金を除 く。)の額 支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <省略>
 - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
 - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保 険給付費等交付金 (エにおいて「国民健康 保険保険給付費等交付金」という。)(退 職被保険者等の療養の給付等に要する費用 (法附則第22条の規定により読み替えら れた法第70条第1項に規定する療養の給 付等に要する費用をいう。以下同じ。)に 係るものを除く。)の額
 - エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を 除く。)のための収入(<u>法附則第9条第1</u> 項の規定により読み替えられた法第72条 の3第1項、第72条の3の2第1項及び 第72条の3の3第1項の規定による繰入 金並びに国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する 費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) <省略>

(基礎賦課額)

該世帯に属する被保険者につき算定した所得割 額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに 当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計 額(100円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てる。)とする。

(基礎賦課額の所得割額)

第9条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課 第9条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る 期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号) 第314条の2第 1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並 びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場) 株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第3 5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)、同法附 則第33条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条 の2第1項、第34条の3第1項、第35条第 1項、第35条の2第1項、第35条の3第1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第1項 に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金 額を控除した金額)、地方税法附則第35条第 5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別 措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第

(3) <省略>

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当 第8条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係 る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険 者につき算定した所得割額及び被保険者均等割 額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定し た世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険 者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世 帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定 した世帯別平等割額)の合計額(100円未満 の端数があるときは、その端数金額を切り捨て る。)とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)

賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税 法(昭和25年法律第226号)第314条の 2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所得の 金額(同法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則 第35条の2の6第8項又は第11項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同 法附則第33条の3第5項に規定する土地等に 係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第3 4条の2第1項、第34条の3第1項、第35 条第1項、第35条の2第1項、第35条の3 第1項又は第36条の規定の適用がある場合に は、これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除す る金額を控除した金額)、地方税法附則第35 条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税 特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項

34条第1項、第34条の2第1項、第34条 の3第1項、第35条第1項又は第36条の規 定の適用がある場合には、これらの規定の適用 により同法第32条第1項に規定する短期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金額) 、地方税法附則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則 第35条の3第15項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、同法附則第35条 の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第 11項又は第35条の3第13項若しくは第1 5項の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定 する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則 第35条の4の2第7項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律(昭和37年法律第144号。 以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第1 6条第2項において準用する場合を含む。第2 2条第1項第1号において同じ。) に規定する 特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法 第12条第6項及び第16条第3項において準 用する場合を含む。同号において同じ。) に規 定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。第 16条において「租税条約等実施特例法」とい う。) 第3条の2の2第10項に規定する条約 適用利子等の額及び同条第12項に規定する条 約適用配当等の額をいう。以下この条において 同じ。)の合計額から地方税法第314条の2 第2項の規定による控除をした後の総所得金額

、第34条第1項、第34条の2第1項、第3 4条の3第1項、第35条第1項又は第36条 の規定の適用がある場合には、これらの規定の 適用により同法第32条第1項に規定する短期 譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定 する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法 附則第35条の3第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係 る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の 6第11項又は第35条の3第13項若しくは 第15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に 規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法 附則第35条の4の2第7項の規定の適用があ る場合には、その適用後の金額)、外国居住者 等の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律(昭和37年法律第144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」とい う。)第8条第2項(同法第12条第5項及び 第16条第2項において準用する場合を含む。 第22条第1項第1号において同じ。) に規定 する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項におい て準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 特例等に関する法律(昭和44年法律第46号 。第16条において「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第10項に規定する 条約適用利子等の額及び同条第12項に規定す る条約適用配当等の額をいう。以下この条にお いて同じ。)の合計額から地方税法第314条 の2第2項の規定による控除をした後の総所得 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除」 後の総所得金額等」という。) に、第11条の 所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てる 。)とする。

2 <省略>

(基礎賦課額の保険料率)

- とする。
 - (1) <省略>
 - (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分 の31に相当する額を当該年度の前年度及び その直前の2か年度の各年度における被保険 者の数等を勘案して算定した数で除して得た 額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め るところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎 賦課総額の100分の19に相当する額を 当該年度の前年度及びその直前の2か年度 の各年度における被保険者が属する世帯の 数等を勘案して算定した数から特定同一世 帯所属者(法第6条第8号に該当したこと により被保険者の資格を喪失した者であっ て、当該資格を喪失した日の前日以後継続 して同一の世帯に属する者をいう。以下同 じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属 する世帯であって同日の属する月(以下「 特定月」という。)以後5年を経過する月 までの間にあるもの(当該世帯に他の被保 険者がいない場合に限る。以下「特定世帯 」という。)の数に2分の1を乗じて得た

金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合計額(以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。)に、第11 条の所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てる。)とする。

2 <省略>

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

- 第11条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおり|第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険 料率は、次のとおりとする。
 - (1) <省略>
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎 賦課総額の100分の31に相当する額を当 該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各 年度における一般被保険者の数等を勘案して 算定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め るところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般 被保険者に係る基礎賦課総額の100分の 19に相当する額を当該年度の前年度及び その直前の2箇年度の各年度における一般 被保険者が属する世帯の数等を勘案して算 定した数から特定同一世帯所属者(法第6 条第8号に該当したことにより被保険者の 資格を喪失した者であって、当該資格を喪 失した日の前日以後継続して同一の世帯に 属する者をいう。以下同じ。) と同一の世 帯に属する一般被保険者が属する世帯であ って同日の属する月(以下「特定月」とい う。) 以後5年を経過する月までの間にあ るもの(当該世帯に他の被保険者がいない 場合に限る。以下「特定世帯」という。)

数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ及びウ <省略>

2及び3 <省略>

第11条の2 削除

第11条の3 削除

第11条の5 削除

の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ及びウ <省略>

2及び3 <省略>

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険 者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保 険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯に つき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被 保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属す る場合には、所得割額及び被保険者均等割額の 合算額の総額)(100円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てる。)とする。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額)

第11条の3 <u>前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</u>

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者 均等割額)

第11条の5 <u>第11条の2の被保険者均等割額</u> は、第11条の規定により算定した額と同額と する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平

等割額)

- 第11条の5の2 第11条の2の世帯別平等割 額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 11条第1項第3号アに定めるところによ り算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者の属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月までの間にあるもの(当 該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。 第11条第1項第3号イに定めるところ により算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者の属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定月以後8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号ウに定めるところによ り算定した額

(基礎賦課限度額)

- 課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の 世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と 第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。 第14条及び第16条第1項において同じ。) は、65万円を超えることができない。
 - (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額)
- 保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第1 6条、第16条の3及び第16条の4の規定に 金等賦課額を減額するものとした場合にあって」より後期高齢者支援金等賦課額を減額するもの

(基礎賦課限度額)

第11条の6 第8条の基礎賦課額は、65万円第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦 を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高 第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被 齢者支援金等賦課額(第16条、第16条の3 及び第16条の4の規定により後期高齢者支援 は、その減額することになる額を含む。)の総とした場合にあっては、その減額することにな 額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を整除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(法第72条 の3第1項、第72条の3の2第1項及び 第72条の3の3第1項の規定による繰入 金を除く。)の額
- (3) <省略>

(後期高齢者支援金等賦課額)

る額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援 金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる 額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控 除した額を基準として算定した額とする。ただ し、第21条第1項の規定による保険料の減免 を行う場合においては、第1号に掲げる額の見 込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した 額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を 基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9</u> 条第1項の規定により読み替えられた法第 72条の3第1項、第72条の3の2第1 項及び第72条の3の3第1項の規定によ る繰入金を除く。)の額
- (3) <省略>

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額)

齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保 険者につき算定した所得割額及び被保険者均等 割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定 した世帯別平等割額の合計額(100円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てる 。) とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額)

第11条の6の4 前条の所得割額は、被保険者第11条の6の4 前条の所得割額は、一般被保 に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る 基礎控除後の総所得金額等に、第11条の6の 6の所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てる。)とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 第11条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の|第11条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢 保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1 00分の50に相当する額を被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法 施行令第29条の7第3項第4号ただし書に 規定する場合にあっては、国民健康保険法施 行規則第32条の9の2に規定する方法によ り補正された後の金額とする。)の総額で除 して得た数
 - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の31に相当する額を当該年 度の前年度及びその直前の2か年度の各年度

第11条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高 第11条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高 齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般 被保険者につき算定した所得割額及び被保険者 均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき 算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職 被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、 当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなし て算定した世帯別平等割額)の合計額(100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てる。)とする。

> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額の所得割額)

険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の 6の6の所得割の保険料率を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てる。)とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額の保険料率)

- 者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりと する。
- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1 00分の50に相当する額を一般被保険者に 係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保 険法施行令第29条の7第3項第4号ただし 書に規定する場合にあっては、国民健康保険 法施行規則第32条の9の2に規定する方法 により補正された後の金額とする。) の総額 で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の31に相当する額を当該年 度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度

における<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した 数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め るところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期 高齢者支援金等賦課総額の100分の19 に相当する額を当該年度の前年度及びその 直前の2か年度の各年度における被保険者 が属する世帯の数等を勘案して算定した数 から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た 数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて 得た数の合計数を控除した数で除して得た 額

イ及びウ <省略>

2及び3 <省略>

第11条の6の7 削除

第11条の6の8 削除

における<u>一般被保険者</u>の数等を勘案して算定 した数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め るところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般 被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ及びウ <省略>

2及び3 <省略>

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦 課額)

第11条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被 保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、 当該世帯に属する退職被保険者等につき算定し た所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総 額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割 額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者と が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び 被保険者均等割額の合算額の総額) (100円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り 捨てる。)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦 課額の所得割額)

第11条の6の8 <u>前条の所得割額は、退職被保</u> <u>険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第</u> <u>11条の6の6の所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数</u> 第11条の6の10 削除

第11条の6の11 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

金額を切り捨てる。)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦 課額の被保険者均等割額)

第11条の6の10 <u>第11条の6の7の被保険</u> 者均等割額は、第11条の6の6の規定により 算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦 課額の世帯別平等割額)

- 第11条の6の11 <u>第11条の6の7の世帯別</u> <u>平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世</u> 帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の6の6第1項第3号アに定める ところにより算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者の属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月までの間にあるもの(当 該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の6の6第1項第3号イに定め るところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する 退職被保険者の属する世帯であって特定月以 後5年を経過する月の翌月から特定月以後8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世 帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の6の6第1項第3号ウに定めると ころにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の12 第11条の6の3<u>又は第1</u> <u>1条の6の7</u>の後期高齢者支援金等賦課額<u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条</u> (介護納付金賦課総額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金|第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金 賦課額(第16条及び第16条の4の規定によ り介護納付金賦課額を減額するものとした場合 にあっては、その減額することとなる額を含む 。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」とい う。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準とし て算定した額とする。ただし、第21条第1項 の規定による保険料の減免を行う場合において は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる 額の見込額を合算した額を基準として算定した 額とすることができる。

(1) <省略>

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第7条の規定により読み替えられ た法第75条の規定により交付を受ける補 助金(国民健康保険事業費納付金の納付に 要する費用に係るものに限る。)及び同条 の規定により貸し付けられる貸付金(国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費用 に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。) のための収入(法第72条 の3第1項及び第72条の3の3第1項の 規定による繰入金を除く。)の額

(3) <省略>

(賦課期日後において、納付義務の発生、消滅 又は被保険者数の異動等があった場合)

及び第16条第1項において同じ。)は、22 万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

賦課額(第16条及び第16条の4の規定によ り介護納付金賦課額を減額するものとした場合 にあっては、その減額することとなる額を含む 。) の総額(以下「介護納付金賦課総額」とい う。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準とし て算定した額とする。ただし、第21条第1項 の規定による保険料の減免を行う場合において は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる 額の見込額を合算した額を基準として算定した 額とすることができる。

- (1) <省略>
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えら れた法第75条の規定により交付を受ける 補助金(国民健康保険事業費納付金の納付 に要する費用に係るものに限る。) 及び同 条の規定により貸し付けられる貸付金(国 民健康保険事業費納付金の納付に要する費 用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用に限る。)のための収入(法附則第9 条第1項の規定により読み替えられた法第 72条の3第1項及び第72条の3の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) <省略>

(賦課期日後において、納付義務の発生、消滅 又は被保険者数の異動等があった場合)

し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若し くは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者 が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介 護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項 に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対 象被保険者等」という。)となった場合におけ る当該納付義務者に係る第8条、第11条の6 の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した 場合(特定同一世帯所属者に該当することによ り被保険者数が減少した場合を除く。)又は特 例対象被保険者等となった場合における当該納 付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若し くは第11条の8の額又は第16条第1項各号 (同条第3項又は第4項の規定により読み替え て準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、第16条の3第1項(同条第3項 の規定により読み替えて準用する場合を含む。 次項において同じ。) に定める第11条の基礎 賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4 項第1号(同条第6項の規定により読み替えて 準用する場合を含む。次項において同じ。) に 定める額、第16条の4第1項各号(同条第3 項又は第4項の規定により読み替えて準用する 場合を含む。次項において同じ。) に定める額 若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む 。次項において同じ。) に定める額の算定は、 それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険 者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1 号から第8号までの規定のいずれかに該当した ことにより被保険者数が減少した場合において は、その減少した日が月の初日であるときに限

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生 第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生 し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若し くは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者 が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介 護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項 に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対 象被保険者等」という。)となった若しくは特 例対象被保険者等でなくなった場合における当 該納付義務者に係る第8条、第11条の2、第 11条の6の3若しくは第11条の6の7の額 (被保険者数が増加又は減少した場合(特定同 一世帯所属者に該当することにより被保険者数 が減少した場合を除く。) における当該納付義 務者に係る世帯別平等割額を除く。) 若しくは 第11条の8の額又は第16条第1項各号(同 条第3項又は第4項の規定により読み替えて準 用する場合を含む。次項において同じ。) に定 める額、第16条の3第1項(同条第3項の規 定により読み替えて準用する場合を含む。次項 において同じ。)に定める第11条若しくは第 11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保 険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、 第16条の3第4項第1号(同条第6項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次項に おいて同じ。)に定める額、第16条の4第1 項各号(同条第3項又は第4項の規定により読 み替えて準用する場合を含む。次項において同 じ。) に定める額若しくは同条第5項各号(同 条第7項又は第8項の規定により読み替えて準 用する場合を含む。次項において同じ。) に定 める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発 生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した 日(法第6条第1号から第8号までの規定のい ずれかに該当したことにより被保険者数が減少

り、その前日とする。) 若しくは1世帯に属す る被保険者が介護納付金賦課被保険者となった 若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった 日若しくは特例対象被保険者等となった日の属 する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場 合における当該納付義務者に係る第8条若しく は第11条の6の3の額若しくは第11条の8 の額又は第16条第1項各号に定める額、第1 6条の3第1項に定める第11条の基礎賦課額 の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分 の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1 号に定める額、第16条の4第1項各号に定め る額若しくは同条第5項各号に定める額の算定 は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1 号から第8号までの規定のいずれかに該当した ことにより納付義務が消滅した場合においては 、その消滅した日が月の初日であるときに限り 、その前日とする。) の属する月の前月まで、 月割をもって行う。

3 <省略>

(低所得者の保険料の減額)

- 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対し|第16条 次の各号に該当する納付義務者に対し て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、 第8条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号 に定める額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円) とする。
 - (1) <省略>
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所得

した場合においては、その減少した日が月の初 日であるときに限り、その前日とする。)若し くは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課 被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保 険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者 等となった若しくは特例対象被保険者等でなく なった日の属する月から、月割をもって行う。

- 合における当該納付義務者に係る第8条、第1 1条の2、第11条の6の3若しくは第11条 の6の7の額若しくは第11条の8の額又は第 16条第1項各号に定める額、第16条の3第 1項に定める第11条若しくは第11条の5の 基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれ ぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3 第4項第1号に定める額、第16条の4第1項 各号に定める額若しくは同条第5項各号に定め る額の算定は、その納付義務が消滅した日(法 第6条第1号から第8号までの規定のいずれか に該当したことにより納付義務が消滅した場合 においては、その消滅した日が月の初日である ときに限り、その前日とする。)の属する月の 前月まで、月割をもって行う。
- 3 <省略>

(低所得者の保険料の減額)

- て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、 第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、そ れぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が65万円を超える場合 には、65万円)とする。
- (1) <省略>
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所得

の金額の合算額が、地方税法第314条の2 第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあって は、同号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加えた金額)に29万5千円に当該年 度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合にはその発生した日 とする。) 現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超えない 世帯に係る保険料の納付義務者であって前号 に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該 世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基 礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象と されるものの数を乗じて得た額とイに掲げる 額とを合算した額

ア及びイ <省略>

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算される所 得の金額の合算額が、地方税法第314条の 2第2項第1号に定める金額(世帯主等のう ち給与所得者等の数が2以上の場合にあって は、同号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加えた金額)に54万5千円に当該年 度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合にはその発生した日 とする。) 現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超えない 世帯に係る保険料の納付義務者であって前2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当 該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の 基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象

の金額の合算額が、地方税法第314条の2 第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあって は、同号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加えた金額)に29万円に当該年度の 保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合にはその発生した日とす る。) 現在において当該世帯に属する被保険 者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を 乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯 に係る保険料の納付義務者であって前号に該 当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯 に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦 課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げる額と を合算した額

ア及びイ <省略>

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算される所 得の金額の合算額が、地方税法第314条の 2第2項第1号に定める金額(世帯主等のう ち給与所得者等の数が2以上の場合にあって は、同号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加えた金額)に53万5千円に当該年 度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合にはその発生した日 とする。) 現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計 数を乗じて得た額を加算した金額を超えない 世帯に係る保険料の納付義務者であって前2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当 該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の 基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象

とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げ る額とを合算した額

ア及びイ <省略>

- 2 <省略>
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額 の減額について準用する。この場合において、 第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは 「第11条の6の3」と、「65万円」とある のは「24万円」と、第2項中「第11条」と あるのは「第11条の6の6」と読み替えるも のとする。
- 額の減額について準用する。この場合において 、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納」 付金賦課額」と、「第8条」とあるのは「第1 1条の8」と、「65万円」とあるのは「17 万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「 第11条の11」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第16条の3 当該年度において、その世帯に6|第16条の3 当該年度において、その世帯に6 歳に達する日以後の最初の3月31日以前であ る被保険者(以下「未就学児」という。)があ る場合における当該被保険者に係る当該年度分 の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から 、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗 じて得た額(第11条第2項の規定により端数 の切り上げを行った後の額とする。)を控除し て得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。) 。
- 2 <省略>

とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げ る額とを合算した額

ア及びイ <省略>

- 2 <省略>
- の減額について準用する。この場合において、 第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条 の2」とあるのは「第11条の6の3又は第1 1条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 22万円」と、第2項中「第11条」とあるの は「第11条の6の6」と読み替えるものとす る。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課 額の減額について準用する。この場合において 、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納 付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」 とあるのは「第11条の8」と、「65万円」 とあるのは「17万円」と、第2項中「第11 条」とあるのは「第11条の11」と読み替え るものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 歳に達する日以後の最初の3月31日以前であ る被保険者(以下「未就学児」という。)があ る場合における当該被保険者に係る当該年度分 の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条 又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等 割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ 、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項 の規定により端数の切り上げを行った後の額と する。)を控除して得た額とする(第4項に掲 げる場合を除く。)。
- <省略>

- の減額について準用する。この場合において、 第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるの は「第11条の6の6」と、第2項中「第11 条第3項 とあるのは「第11条の6の6第3 項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第16条に規定する基準 4 当該年度において、第16条に規定する基準 に従い保険料を減額するものとした納付義務者 の世帯に未就学児がある場合における当該未就 学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲 げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の 保険料率から、当該保険料率に第16条第1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項 各号アに掲げる割合を乗じて得た額 (第11 条第2項の規定により端数の切り上げを行っ た後の額とする。)を控除して得た額
 - (2) <省略>
- 5 <省略>
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額 の減額について準用する。この場合において、 第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるの は「第11条の6の6」と、第5項中「第11 条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3| 項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額 の減額について準用する。この場合において、 第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11 条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第 <u>11条の6の10</u>」と、「第11条第2項」と あるのは「第11条の6の6第2項」と、第2 項中「第11条第3項」とあるのは「第11条 の6の6第3項」と読み替えるものとする。
 - に従い保険料を減額するものとした納付義務者 の世帯に未就学児がある場合における当該未就 学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲 げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第11条又は第11条の5の基礎賦課額の 被保険者均等割の保険料率から、当該保険料 率に第16条第1項各号に規定する場合に応 じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じ て得た額(第11条第2項の規定により端数 の切り上げを行った後の額とする。)を控除 して得た額
 - (2) <省略>
 - 5 <省略>
 - の減額について準用する。この場合において、 第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11 条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第 11条の6の10」と、「第11条第2項」と あるのは「第11条の6の6第2項」と、第5 項中「第11条第3項」とあるのは「第11条 の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被第16条の4 当該年度において、世帯に出産被 保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第 5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以 下同じ。) がある場合における当該世帯の納付 義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基 礎賦課額は、第8条の基礎賦課額から、次の各 号の合算額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円) とする(第5項に掲げる場合を除く。)。

(1)及び(2) <省略>

- 2 <省略>
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額 の減額について準用する。この場合において、 第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは 「第11条の6の3」と、「65万円」とある のは「24万円」と、前項中「第11条」とあ るのは「第11条の6の6」と読み替えるもの とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課 額の減額について準用する。この場合において 、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以 下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者 (介護納付金賦課被保険者である者に限る。) をいう。以下この項において同じ。」と、「基 礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と 、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、 「65万円」とあるのは「17万円」と、第2 項中「第11条」とあるのは「第11条の11 」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第16条に規定する基準 5 当該年度において、第16条に規定する基準 に従い保険料を減額するものとした納付義務者 の世帯に出産被保険者がある場合における当該

保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第 5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以 下同じ。) がある場合における当該世帯の納付 義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基 礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦 課額から、次の各号の合算額を減額して得た額 (当該減額して得た額が65万円を超える場合 には、65万円)とする(第5項に掲げる場合 を除く。)。

(1)及び(2) <省略>

- 2 <省略>
 - の減額について準用する。この場合において、 第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条 の2」とあるのは「第11条の6の3又は第1 1条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 22万円」と、前項中「第11条」とあるのは 「第11条の6の6」と読み替えるものとする
 - 額の減額について準用する。この場合において 、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以 下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者 (介護納付金賦課被保険者である者に限る。) をいう。以下この項において同じ。」と、「基 礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と 、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第 11条の8」と、「65万円」とあるのは「1 7万円」と、第2項中「第11条」とあるのは 「第11条の11」と読み替えるものとする。
- に従い保険料を減額するものとした納付義務者 の世帯に出産被保険者がある場合における当該

世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の 基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して 得た額(当該減額して得た額が65万円を超え る場合には、65万円)とする。

(1)及び(2) <省略>

- 6 <省略>
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額 の減額について準用する。この場合において、 第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 「第11条の6の3」と、「65万円」とある のは「24万円」と、前項中「第11条」とあ るのは「第11条の6の6」と読み替えるもの とする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課 額の減額について準用する。この場合において 、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産 被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に 限る。以下この項において同じ。)」と、「基 礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と 、「第8条」とあるのは「第11条の8」と、 「65万円」とあるのは「17万円」と、第6 項中「第11条」とあるのは「第11条の11 」と読み替えるものとする。

世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条又 は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の 合算額を減額して得た額(当該減額して得た額 が65万円を超える場合には、65万円)とす る。

(1)及び(2) <省略>

- 6 <省略>
- の減額について準用する。この場合において、 第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢 者支援金等賦課額」と、「第8条」とあるのは 者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条 の2」とあるのは「第11条の6の3又は第1 1条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 22万円」と、前項中「第11条」とあるのは 「第11条の6の6」と読み替えるものとする
 - 額の減額について準用する。この場合において 、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産 被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に 限る。以下この項において同じ。)」と、「基 礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と 、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第 11条の8」と、「65万円」とあるのは「1 7万円 | と、第6項中「第11条 | とあるのは 「第11条の11」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。 1

(経過措置)

この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、令和6年

度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお 従前の例による。